

# 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」 の改訂に関するパブリックコメント募集について



災害時において、石綿含有建築材料を使用した建築物等の倒壊や損壊に伴うアスベストの露出や、被災建築物等の解体・補修、廃棄物処理に伴うアスベストの飛散が懸念されます。

環境省では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(以下マニュアル)を平成19年 8 月に作成しましたが、東日本大震災において大規模な津波等、マニュアルで想定していなかった状況が生じた事等から、検討会を経てマニュアル改訂版案を取りまとめ、平成 29 年 4 月 28 日から 5 月 29 日の間、パブリックコメントの募集をおこないました。

マニュアル改訂の主な変更点は、以下の 9 点になります。

1. 「平常時における石綿使用建築物等の把握」の項目追加  
⇒自治体が責任主体となり、平時からアスベスト台帳などの情報を所管部署と共有・整理を行い、災害時において速やかに情報共有ができる体制の構築することが望ましい
2. 「住民・初動対応者への注意喚起」の項目追加  
⇒石綿露出状況等の確認調査は建築物石綿含有建材調査者の協力を得て、自治体を実施することが望ましく、協力体制をあらかじめ構築しておくことが望まれる
3. 建築物等の被災により露出した石綿の把握方法を、建築物等の石綿使用状況等の情報(アスベスト台帳等)及び、建築物等の倒壊・破損の情報に基づき、自治体を確認調査を行う
4. 建築物等の所有者等による応急措置が困難な場合、自治体が応急措置を実施することの追加
5. 「環境モニタリング」についての追加  
⇒災害発生時の大気中アスベスト濃度のモニタリング方法として、アスベストモニタリングマニュアル 4.0 版の方法でおこなう
6. 特定建築材料以外の石綿含有建築材料(いわゆるレベル 3 建材)に関する記述の拡充
7. 「津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項」についての追加
8. 「自治体による立入検査」についての追加
9. 平成 25 年 6 月の大気汚染防止法の改正など、法令等の改正に伴う修正

建築物石綿含有建材調査者、アスベスト診断士による採取対応や、(公社)日本作業環境測定協会の「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」にて A ランクを取得している当社までお気軽にお問い合わせください。

資料 平成29年 4 月 28 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 鈴木敏純

